

## 不妊治療等助成事業の概要

### 1. 目的

総合的な少子化対策の一環として、不妊症及び不育症のため子を希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図ることを目的としています。

### 2. 助成内容

	一般不妊	不育症
対象治療	・ 一般不妊（治療の一環として行う検査を含む） ・ 人工授精	・ 不育症の原因検査 ・ ヘパリン注射等の治療
助成対象者及び条件	・ 事実婚を認める（人工授精は法律上の夫婦） ・ 男女 ・ 京都府内に一年以上居住している夫婦 ・ 各種医療保険に加入していること	
保険適用	有（人工授精は無）	有
助成の内容	本人負担の1/2	
助成上限額	1年度につき10万円 （保険適用のみは6万円）	1回の妊娠につき10万円
医療機関	指定なし	

※特定不妊治療（体外授精、顕微授精）に関する助成制度については、乙訓保健所保健室(075-933-1153)にお問い合わせ下さい。

### 3. 助成金の申請方法

下記の①と②を大山崎町役場健康課健康増進係に提出して下さい。

①「不妊治療等助成金交付申請書」

②「一般不妊治療医療機関証明書」、「不育治療等医療機関証明書」、のうち該当するもの（医療機関に記入を依頼して下さい。）

\* 申請は、最初の治療日の翌日から1年以内となっています。

<お問い合わせ先>

大山崎町役場 健康福祉部 健康課 健康増進係 ☎075-956-2101（代）